平成27年構造計算適合判定資格者検定の実施について

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第５条の４第２項の規定に基づき、平成27年構造計算適合判定資格者検定を次のとおり行う。なお、法第５条の５第１項の規定に基づき、指定構造計算適合判定資格者検定機関である一般財団法人日本建築防災協会に、当該検定の実施に関する事務を行わせることとする。

平成27年７月13日　　国土交通大臣　太田　昭宏

1　検定期日

検　定　日	時　　間	区　分	内　　容
11月12日（木）	午前10時から午後４時	考　査	法第６条の３第１項の構造計算適合性判定を行うために必要な知識

2　検定場所　検定場所は、東京都、大阪府及び福岡県とする。

3　その他　検定の実施に関する情報については、一般財団法人日本建築防災協会のホームページ上で公開するので、適宜確認を行うこと。

公　告

諮　事　項

工場財団

東京都港区赤坂四丁目１番31号**ＳＫＭ合同会社**の石川県羽咋郡志賀町若葉台37番地２パシフィカＳＫＭメガソーラー太陽光発電所工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年７月13日

金沢地方法務局七尾支局

有権者申出方

元当局所属公証人佐伯健一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成27年７月13日　　福井地方法務局

元当局所属公証人菊間徹の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成27年７月13日　　山口地方法務局

元当局所属公証人田村和志の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成27年７月13日　　福岡法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成27年７月２日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成27年７月13日

大阪法務局長　冨田　一彦

記

氏名　松井　　健

所属する司法書士会　大阪司法書士会

登録番号　大阪第1916号

事務所の所在地　大阪市中央区南久宝寺町四丁目５番15―1104号

違反行為　登記申請意思確認義務違反及び本人確認義務違反

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

1．商号　日本クラウド証券株式会社

2．本店所在地　東京都港区六本木７丁目４番４号

3．登録番号　関東財務局長（金商）第115号

4．登録年月日　平成19年９月30日

5．行政処分の年月日　平成27年７月３日

6．行政処分の内容

①　平成27年７月10日から平成27年10月９日までの間、匿名組合の出資持分の募集の取扱い業務のうち、新規の勧誘を伴う業務を停止すること。

②　平成27年８月10日から平成27年10月９日までの間、グリーンシート銘柄の売買等業務のうち、新規の勧誘を伴う業務を停止すること。

③　平成27年７月10日から平成27年10月９日までの間、匿名組合の出資持分の募集の取扱い業務及びグリーンシート銘柄の売買等業務以外の金融商品取引業に係る新規の業務を行わないこと。

平成27年７月13日

関東財務局長　細田　　隆

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年７月13日

東北地方整備局長　縄田　　正

1　処分をした年月日　平成27年６月16日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　丸長建設工業株式会社　古長　徳子　福島県いわき市小名浜住吉字冠木45　国土交通大臣許可（般―22）第23695号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工業、消防施設工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成27年６月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年７月13日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

1　処分をした年月日　平成27年６月17日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　松島工業株式会社　松嶋　節郎　富山県高岡市戸出町３丁目１番72号　国土交通大臣許可（特―24）第16068号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成27年４月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２７年（家）第２９９号

神戸市中央区中町通２丁目１番18号日本生命神戸駅前ビル10階　神戸あじさい法律事務所

申立人　守谷　自由

本籍兵庫県養父市万久里390番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所兵庫県養父市、死亡年月日平成26年12月１日、出生の場所兵庫県養父郡関宮町、出生年月日大正11年11月27日、職業無職

被相続人　亡　森本ちへの

催告期間満了日　平成28年２月１日

神戸家庭裁判所豊岡支部

平成２７年（家）第４２９号

鳥取県鳥取市幸町22番地　マルニ幸町ビル200号

申立人　弁護士　岡城　直幸

本籍鳥取県鳥取市東町３丁目201番地、最後の住所鳥取県鳥取市東町３丁目201番地　橋本方、死亡の場所鳥取県鳥取市、死亡年月日平成21年６月19日、出生の場所鳥取県鳥取市、出生年月日昭和20年４月29日、職業不詳

被相続人　亡　上山　吉子

催告期間満了日　平成28年１月21日

鳥取家庭裁判所